

『プラスチック製容器包装の分別』Q&A



(プラマーク)

プラスチック製容器包装は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づきリサイクルされています。

そのため、市では「容器包装リサイクル法」で、対象としている**容器や包装材のみ**を分別収集しています。

Q:プラスチック製容器包装とは何ですか。

A:プラマーク(右上参照)のあるプラスチックでできた「容器」や商品を包む「包装」のことです。

《例》



食品トレイ 卵のパック ペットボトルの蓋・ラベル お菓子箱の袋 豆腐の容器 発泡スチロール など

Q:なぜ分別するのですか。

A:分別することで、「ごみ」ではなく、リサイクル可能な「資源」に生まれ変わり、家庭から出るごみの量を減らすことができます。

また、プラスチック製容器包装を資源として収集することで、焼却するごみの量を減らせます。(CO2の削減にもつながります)

Q:分別の仕方がよくわかりません。ポイントはありますか。

A:(1)、(2)をポイントに分別をお願いします。

- (1)プラマークがあるか。
- (2)汚れやにおいがいいか。



Q:分別収集の対象とならないものは何ですか。

A:①プラスチック製であっても容器や包装でないもの

《例》ストロー・スプーン・文具・ハンガー・歯ブラシ・バケツ・ポリタンク・洗面器・おもちゃ・ごみ箱
にぎり寿司の緑のバラン・タッパー類・CD(DVD)・ビデオテープ(ケース含む)など



②中身が商品またはその一部でないもの

《例》クリーニングの袋・ダイレクトメールを入れた袋など

→対象外は可燃ごみへ(ただし金属を含むものは分別し、金物・陶磁器・ガラス類の袋へ)

③汚れているもの



Q:食品などの汚れが取れないプラスチック製容器包装は、どのようにして出したらいいですか。

A:水ですすいだり、不要な布等で拭き取っても汚れが落ちないものは、可燃ごみで出してください。

Q:汚れはどのくらいまで取り除けばいいですか。

A:見た目で食品の残渣物や、油等が取れた状態です。

Q:ラップは対象になりますか。

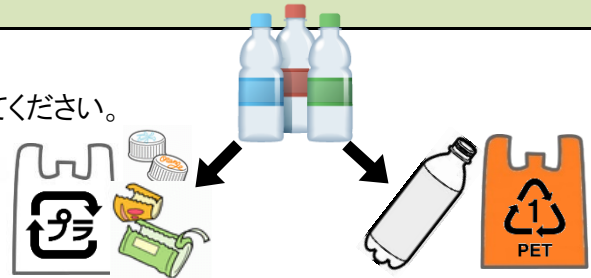
A:トレイに載せた食品を包んでいるラップは対象になります。
ラップに貼付しているラベルで剥がれないものは、ついたまま出して構いません。
ご家庭で使用したラップは、対象になりませんので、可燃ごみへ出してください。

Q:プラスチック製容器包装についている値段シールやラベルシールなどがはがれません。

A:シール(賞味期限や値段表示など)が貼ってあるもので、簡単に剥がせるものは剥がしてください。
簡単に剥がせないものは、ついたままプラスチック製容器包装として出して構いません。

Q:ペットボトルは対象ですか。

A:ペットボトルのキャップとラベルは対象になります。
ペットボトル本体はオレンジ色の収集袋に入れて出してください。

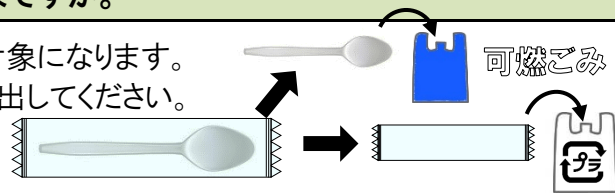


Q:ペットボトルの本体とキャップやラベルはなぜ分ける必要があるんですか。

A:ペットボトルの本体とキャップやラベルは一見すると同じように見えますが、実はプラスチックの材質が異なり、それぞれリサイクルの方法が違うためです。

Q:コンビニでもらうスプーンやストローは対象ですか。

A:スプーンやストローを**包んでいる包装袋**は対象になります。
商品であるスプーンやストローは可燃ごみへ出してください。



Q:マヨネーズやケチャップ、歯磨き粉などのチューブは対象ですか。

A:対象になります。
原則、口のところに溜まった部分まで使い切り、水ですすいで出してください。
残渣物を取り除くポイントとして、食器の残り水の中でチューブを膨らませ、チューブを振って水を出すと汚れが取れやすくなります。
どうしても汚れが取れない場合は、可燃ごみへ出してください。

【お願い】リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！

モバイルバッテリー、加熱式タバコ、電子機器のバッテリーなど、リチウムイオン電池を含む電子機器がプラスチック製容器包装の中に混入し、プラスチックのリサイクル工場での発火トラブルが近年増加しています。

これらは家電量販店などの「リサイクル協力店※」へお持ちください。



ゲーム機



加熱式タバコ



モバイルバッテリー



充電式電池



発火が原因でリサイクル工場が焼けてしまった事例

※リサイクル協力店の
検索はこちら



成田市クリーン推進課 TEL0476-20-1530